

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	農林水産課鳥獣害対策係
委託業務名	有害鳥獣駆除等委託業務
委託業務場所	大津北支部管内全域（小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東学区）
概要	近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農林水産物の被害や住宅地域への生活環境被害が拡大しており、適正な個体数管理を講じる必要があるため当該業務を実施する。
契約期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月 1日
契約金額	別紙単価表のとおり
契約の相手方	〔所在地〕 大津市葛川梅ノ木町189番地 〔名称〕 滋賀県猟友会大津北支部
契約相手方の選定理由	業務の委託にあたっては、業務の特殊な性格上、野生鳥獣による農作物被害等に即応することができ、かつ、銃砲刀剣類所持取締法の銃の使用許可を有する必要がある。本業務を適切に実施する体制が整っていて、市内の野生獣の生息状況や地形条件等に精通している者は他にないことから、事業の目的を達成できる唯一の者である滋賀県猟友会大津北支部へ委託する。 なお、業務の安全性を確保するため、実際に従事する者は猟友会各支部から推薦を受け、本市主催の安全講習会の全講習を修了し、従事者としてふさわしいと確認できた者に限る。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	農林水産課鳥獣害対策係
委託業務名	有害鳥獣駆除等委託業務
委託業務場所	日吉支部管内全域（雄琴、日吉台、坂本、下阪本学区）
概要	近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農林水産物の被害や住宅地域への生活環境被害が拡大しており、適正な個体数管理を講じる必要があるため当該業務を実施する。
契約期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月 1日
契約金額	別紙単価表のとおり
契約の相手方	〔所在地〕 大津市千野一丁目6番31号 〔名称〕 滋賀県猟友会日吉支部
契約相手方の選定理由	業務の委託にあたっては、業務の特殊な性格上、野生鳥獣による農作物被害等に即応することができ、かつ、銃砲刀剣類所持取締法の銃の使用許可を有する必要がある。本業務を適切に実施する体制が整っていて、市内の野生獣の生息状況や地形条件等に精通している者は他にないことから、事業の目的を達成できる唯一の者である滋賀県猟友会日吉支部へ委託する。 なお、業務の安全性を確保するため、実際に従事する者は猟友会各支部から推薦を受け、本市主催の安全講習会の全講習を修了し、従事者としてふさわしいと確認できた者に限る。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	農林水産課鳥獣害対策係
委託業務名	有害鳥獣駆除等委託業務
委託業務場所	大津支部管内全域（唐崎、滋賀、山中比叡平、長等、藤尾、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、南郷学区）
概要	近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農林水産物の被害や住宅地域への生活環境被害が拡大しており、適正な個体数管理を講じる必要があるため当該業務を実施する。
契約期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月 1日
契約金額	別紙単価表のとおり
契約の相手方	〔所在地〕 大津市滋賀里一丁目2番20号 〔名称〕 滋賀県猟友会大津支部
契約相手方の選定理由	<p>業務の委託にあたっては、業務の特殊な性格上、野生鳥獣による農作物被害等に即応することができ、かつ、銃砲刀剣類所持取締法の銃の使用許可を有する必要がある。本業務を適切に実施する体制が整っていて、市内の野生獣の生息状況や地形条件等に精通している者は他にないことから、事業の目的を達成できる唯一の者である滋賀県猟友会大津支部へ委託する。</p> <p>なお、業務の安全性を確保するため、実際に従事する者は猟友会各支部から推薦を受け、本市主催の安全講習会の全講習を修了し、従事者としてふさわしいと確認できた者に限る。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	農林水産課鳥獣害対策係
委託業務名	有害鳥獣駆除等委託業務
委託業務場所	湖南支部管内全域（大石、田上、上田上、青山、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東学区）
概要	近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農林水産物の被害や住宅地域への生活環境被害が拡大しており、適正な個体数管理を講じる必要があるため当該業務を実施する。
契約期間	令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月 1日
契約金額	別紙単価表のとおり
契約の相手方	〔所在地〕 大津市稲津二丁目7番3号 〔名称〕 滋賀県猟友会湖南支部
契約相手方の選定理由	業務の委託にあたっては、業務の特殊性性格上、野生鳥獣による農作物被害等に即応することができ、かつ、銃砲刀剣類所持取締法の銃の使用許可を有する必要がある。本業務を適切に実施する体制が整っていて、市内の野生獣の生息状況や地形条件等に精通している者は他にないことから、事業の目的を達成できる唯一の者である滋賀県猟友会大津湖南支部へ委託する。 なお、業務の安全性を確保するため、実際に従事する者は猟友会各支部から推薦を受け、本市主催の安全講習会の全講習を修了し、従事者としてふさわしいと確認できた者に限る。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

有害鳥獣駆除等委託業務単価表

業務内容	規格	単価(円)	備考
ニホンジカ駆除(成獣メス)	1頭当たり	15,000	処分費含む
ニホンジカ駆除(成獣オス)	1頭当たり	10,000	処分費含む
ニホンジカ駆除(幼獣)	1頭当たり	10,000	処分費含む
猿駆除	1頭当たり	10,000	処分費含む
猪駆除(猟期外)	1頭当たり	10,000	処分費含む
猪駆除(猟期中)	1頭当たり	0	処分費含む
外来獣駆除 (アライグマ・ハクビシ等)	1頭当たり	5,000	処分費含む
緊急対応業務	1人/半日当たり	3,000	市からの要請に基づくもの

消費税及び地方消費税を含む。

委託料に係る予算に著しい変動があった場合は、委託契約書第7条に基づき契約単価を変更することができる。

ニホンジカの幼獣とは、前足の付け根の後部から尻尾の付け根までの寸法が、50センチ未満の個体とする。

外来獣とは滋賀県が指定する外来獣とする。